

第 4 回

熊本県議会

教育警察常任委員会会議記録

令和5年12月13日

開 会 中

場所 第 1 委 員 会 室

第4回 熊本県議会 教育警察常任委員会会議記録

令和5年12月13日（水曜日）

午前9時59分開議

午前11時39分閉会

本日の会議に付した事件

議案第1号 令和5年度熊本県一般会計補正予算(第5号)

議案第9号 熊本県学校給食費等の管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第10号 熊本県立図書館設置条例の一部を改正する条例の制定について

議案第13号 財産の取得について

議案第14号 財産の取得について

議案第22号 工事請負契約の変更について

議案第43号 専決処分の報告及び承認について

議案第44号 専決処分の報告及び承認について

議案第45号 専決処分の報告及び承認について

議案第46号 専決処分の報告及び承認について

議案第47号 専決処分の報告及び承認について

議案第48号 令和5年度熊本県一般会計補正予算(第6号)

議案第56号 熊本県立学校職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

報告第4号 専決処分の報告について

閉会中の継続審査事件(所管事務調査)について

報告事項

県立高等学校入学者選抜制度改革について

出席委員(8人)

委員長 末松直洋

副委員長 西村尚武

委員 松田三郎

委員 高島和男

委員 城戸淳

委員 本田雄三

委員 亀田英雄

委員 斎藤陽子

欠席委員(なし)

議長 淵上陽一

委員外議員(なし)

説明のため出席した者

教育委員会

教育長 白石伸一

教育理事 石元光弘

総括審議員

兼市町村教育局長 古田亮

教育総務局長 井藤和哉

県立学校教育局長 重岡忠希

教育政策課長 永松浩史

学校人事課長 鎌本亮太

文化課長 舟津紀明

施設課長 中島一哉

高校教育課長 前田浩志

特別支援教育課長 松本英雄

学校安全・安心推進課長 岸良優太

審議員

兼体育保健課課長補佐 平川貴浩

義務教育課長 藤岡寛成

社会教育課長 福永公彦

人権同和教育課長 柳田壽昭

警察本部

本部長 宮内彰久

警務部長 清水稔和

生活安全部長 村上敏幸

刑事部長 林秀典

交通部長 原田聖哉

警備部長 八 木 世志一
首席監察官 内 田 義 朗
参事官兼総務課長 田 中 弘 哉
参事官兼警務課長 松 見 恵一郎
参事官
兼生活安全企画課長 高 木 哲
参事官兼刑事企画課長 高 橋 太
参事官兼交通企画課長 合 瀬 勝 彦
参事官
(警備・災害対策) 長 尾 義 久
参事官(運転免許) 飯 塚 安 博
理事官兼会計課長 平 山 浩 之
交通規制課長 山 浦 隆 之

事務局職員出席者

議事課主幹 太 田 弘 巳
政務調査課主幹 西 村 哲 治

午前9時59分開議

○末松直洋委員長 ただいまから第4回教育警察常任委員会を開会いたします。

それでは、本委員会に付託された議案等を議題とし、これについて審査を行います。

まず、議案等について、教育委員会、警察本部の順に説明を求めた後、一括して質疑を受けたいと思います。

また、執行部からの説明は、効率よく進めるために、着座のまま簡潔にお願いします。

それでは、教育長から総括説明を行い、続いて、担当課長から順次説明をお願いいたします。

初めに、白石教育長。

○白石教育長 教育委員会でございます。

委員の皆様方には、日頃から教育行政全般にわたりまして、御理解と御支援を賜っていることに厚くお礼申し上げます。

また、11月の管外視察に際し、私も含めまして執行部の職員も同行させていただき、大変ありがとうございました。この場をお借り

してお礼申し上げます。

それでは、本議会に提出しております教育委員会関係の議案等の概要につきまして御説明申し上げます。

今回提出しておりますのは、予算関係2議案、条例等関係8議案でございます。

まず、12月補正予算についてでございますが、追加提案分と合わせまして、総額13億5,402万円余の増額補正でございます。

主な内容としましては、教育委員会事務局職員の時間外勤務手当やこども図書館の開館に向けた準備に要する経費等でございます。

また、県立学校や県有施設の改修工事等に係る繰越明許費の設定及び債務負担行為の設定についてもお願いしております。

次に、条例等議案でございますが、県立ゆうあい中学校の学校給食実施に係る条例の一部改正外7議案について提案しております。

最後に、その他報告事項として、県立高等学校入学者選抜制度改革について御報告させていただきます。

以上が今回提案しております議案等の概要でございます。詳細につきましては、関係課長が説明いたしますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○末松直洋委員長 続いて、担当課長から順次説明をお願いします。

○鉾本学校人事課長 学校人事課です。

お手元の説明資料、括弧書きで令和5年度12月補正予算等と記載の資料を御覧ください。

2ページ上段をお願いします。

事務局費の右側の1、職員給与費の(1)教育委員会事務局職員給ですが、これは、夜間中学やこども図書館開設準備など、喫緊の課題への対応等により教育委員会事務局職員の時間外勤務手当の予算が不足するため、増額補正をお願いするものでございます。

学校人事課の説明は以上です。

○福永社会教育課長 社会教育課です。

2ページ下段をお願いします。

社会教育総務費の右側の1、社会教育諸費の(1)こども図書館設置準備事業ですが、これは、こども図書館の開館に向け、建物と調和の取れた配架、選書に係る委託料等の追加が必要となる事業に要する経費を計上するものでございます。

社会教育課の説明は以上です。

○舟津文化課長 文化課です。

3ページ上段をお願いします。

繰越明許費の追加でございます。

まず、1段目、教育費の社会教育費ですが、これは、文化財保存事業、文化財収蔵庫管理、美術館分館管理運営費及び古墳館保全計画につきまして、工程の変更や資材調達に日数を要し、年度内の執行が困難となる見込みであるため、繰越明許費を設定するものでございます。

次に、2段目の災害復旧費、教育災害復旧費ですが、これは、文化財災害復旧事業、地震と豪雨分について、入札不調により工期が確保できなかったことや業者との調整及び工法変更の日数を要し、年度内の執行が困難となったため、繰越明許費を設定するものでございます。

文化課の説明は以上です。

○中島施設課長 3ページ下段をお願いいたします。

まず、1段目の教育費の高等学校費ですが、これは、熊本工業高校実習棟改築工事ほか71件について、入札不調により工期が確保できなかったこと及び学校活動に支障のない工法や工事時期の調整に日数を要し、年度内の執行が困難となる見込みであるため、繰越明許費を設定するものでございます。

次に、2段目の教育費の特別支援学校費ですが、これは、松橋支援学校屋外排水設備改修工事ほか17件につきまして、学校活動に支障のない工法などの調整に日数を要し、年度内の執行が困難となる見込みであるため、繰越明許費を設定するものでございます。

施設課の説明は以上です。

○前田高校教育課長 高校教育課です。

4ページ上段をお願いします。

教育費の高等学校費、1段目の高等学校産業教育設備整備費については、熊本工業高校実習棟工事の着工が遅れたことに伴い、年度内の設備設置が困難となったこと、2段目の高森高校環境整備事業については、普通教室棟増築等において、既存施設利用の調整など設計の諸条件の整備に日数を要し、年度内の執行が困難となる可能性があるため、繰越明許費を設定するものでございます。

高校教育課の説明は以上です。

○平川体育保健課審議員 体育保健課です。

4ページ下段をお願いいたします。

教育費の保健体育費ですが、これは、県営体育施設整備事業について、藤崎台県営野球場受変電設備・監視カメラ設備改修工事において、関係者協議に不測の日数を要し、年度内の執行が困難となったため、繰越明許費を設定するものでございます。

体育保健課の説明は以上です。

○藤岡義務教育課長 義務教育課です。

5ページ上段をお願いします。

教育費の教育総務費ですが、これは、県立ゆうあい中学校、夜間中学の校舍整備に伴い実施する湧心館高校の駐輪場が一部移転することによります新築工事について、中学校校舍整備工事との調整に不測の日数を要し、年度内の執行が困難となる見込みであるため、繰越明許費を設定するものでございます。

義務教育課の説明は以上です。

○福永社会教育課長 社会教育課です。

5ページ下段をお願いします。

教育費の社会教育費ですが、これは、1段目の青少年教育施設管理運営費について、天草青年の家の大規模改修工事において、天候不順等により建物工事に不測の日数を要し、年度内の執行が困難となる可能性があること、2段目のこども図書館設置準備事業について、県立図書館の既存建物改修工事等において、関係者協議や天候不順等により建物工事等に不測の日数を要し、年度内の執行が困難となる可能性があるため、繰越明許費を設定するものでございます。

社会教育課の説明は以上です。

○楯本学校人事課長 学校人事課です。

6ページ上段をお願いします。

債務負担行為の追加でございます。

公立学校教員採用選考考査委託業務ですが、これは、令和6年度に実施する教員採用選考考査の問題作成等に要する経費について、令和6年6月に実施する選考考査までに問題作成等を行うためには、年度内に契約を締結する必要があるため、債務負担行為を設定するものでございます。

学校人事課の説明は以上です。

○舟津文化課長 文化課です。

6ページ下段をお願いします。

これは、県立美術館本館改修事業に係る工事費につきまして、工期を13か月程度確保する必要があるため、債務負担行為を設定するものでございます。

文化課の説明は以上です。

○中島施設課長 施設課です。

7ページをお願いいたします。

1段目から3段目にかけての熊本農業高校

農業センター棟等照明設備改修事業ほか2件ですが、これは、夏休み期間及び梅雨時期までに工事を完了させるためには、年度内に契約締結する必要があるため、債務負担行為を設定するものでございます。

4段目の大津支援学校仮設校舎賃借ですが、夏休み期間中に賃借を開始し、引っ越しを完了させるためには、年度内に契約締結し、建設工事に着手する必要があるため、債務負担行為を設定するものでございます。

施設課の説明は以上です。

○前田高校教育課長 高校教育課です。

8ページ上段をお願いします。

県立高等学校半導体関連人材育成事業ですが、令和6年4月からの事業実施が必要であり、年度内に契約締結する必要があるため、債務負担行為を設定するものでございます。

高校教育課の説明は以上です。

○松本特別支援教育課長 特別支援教育課です。

8ページ中段をお願いいたします。

ほほえみスクールライフ支援事業ですが、これは、県立特別支援学校及び県立高等学校の児童生徒へ医療的ケアを行うために看護師を配置するもので、令和6年4月からの看護師派遣が必要であり、年度内に医療機関との契約を締結する必要があるため、債務負担行為を設定するものでございます。

特別支援教育課の説明は以上です。

○福永社会教育課長 社会教育課です。

8ページ下段をお願いします。

こども図書館関係業務ですが、これは、こども図書館の開館セレモニー実施業務委託について、令和6年4月の開館に合わせて実施するためには、年度内に契約を締結する必要があるため、債務負担行為を設定するものでございます。

社会教育課の説明は以上です。

○中島施設課長 施設課でございます。

9ページをお願いします。

債務負担行為の変更でございます。

この県立高等学校仮設校舎賃借ですが、右説明欄に記載しておりますように、令和5年度当初予算において、玉名高校の仮設校舎の賃借料として債務負担行為を設定しておりますが、今回、済々黌高校及び第一高校の仮設校舎について、仕様の変更に伴い、令和6年度以降の賃借料を変更する必要があるため、当該2校分を上乗せして債務負担行為を設定するものでございます。

施設課の説明は以上です。

○楯本学校人事課長 学校人事課です。

10ページをお願いします。

12月補正予算の追加提案分について御説明します。

今回の補正につきましては、本年の人事委員会勧告を踏まえた給与改定に伴うものでございます。

今回の給与改定につきましては、月例給を平均0.85%引き上げるとともに、期末手当及び勤勉手当の支給月数を0.10月引き上げる改定を行うもので、これらの改定に伴い、職員給与費の増額補正をお願いするものでございます。

1段目から5段目まで、教育委員会事務局及び各学校の教職員の給与費として、それぞれ支給見込額について増額補正を計上するものです。

なお、11ページ上段の文化課、12ページの体育保健課及び13ページの社会教育課につきましても、それぞれの課及び出先機関の職員給与について、同様の理由による増額補正を計上しておりますので、各課からの説明は省略させていただきます。

学校人事課の説明は以上です。

○前田高校教育課長 高校教育課です。

11ページ下段をお願いします。

事務局費の右側1、事務局運営費等(1)県立高校魅力化きらめきプランですが、これは、来年4月から国際バカロレアのミドル・イヤーズ・プログラム試行を開始する県立八代中学校におけるポストコロナを見据えた学習環境整備のためのキャスター付机、椅子等、備品購入に要する経費を計上するものでございます。

高校教育課の説明は以上です。

○平川体育保健課審議員 体育保健課です。

12ページをお願いいたします。

2段目の体育施設費の右側の1、県営体育施設整備費の(1)県営体育施設整備事業ですが、これは、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した藤崎台県営野球場における空調設備の改修に要する経費を計上するものでございます。

体育保健課の説明は以上です。

○藤岡義務教育課長 義務教育課です。

14ページをお願いいたします。

第9号議案といたしまして、熊本県学校給食費等の管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について提案しております。

概要につきましては、右15ページのほうを御覧ください。

1、制定改廃の必要性ですが、ゆうあい中学校における学校給食の実施に係る関係規定を整備するものでございます。

2の内容でございますが、学校給食を実施する学校に夜間中学を加えることとしております。既に給食を実施しております湧心館高校定時制と同じ時間帯で教育活動を行うゆうあい中学校においても給食を実施し、生徒の健康の保持、増進及び学びの支援等を行ってまいります。

施行期日につきましては、令和6年4月1日としております。

義務教育課の説明は以上です。

○福永社会教育課長 社会教育課です。

16ページをお願いします。

第10号議案として、熊本県立図書館設置条例の一部を改正する条例の制定について提案しております。

概要につきましては、17ページを御覧ください。

1の制定改廃の必要性ですが、こども本の森熊本の設置に伴い、関係規定を整備するものでございます。

2の内容ですが、こども本の森熊本及びこども本の森熊本館長の設置について定めるものでございます。

3の施行日についてですが、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において、教育委員会規則で定める日としております。

社会教育課の説明は以上です。

○永松教育政策課長 教育政策課です。

18ページをお願いします。

財産の取得を提案しております。

第13号議案として、教育用電子黒板機能付大型提示装置等を購入するものでございます。

概要につきましては、19ページを御覧ください。

契約内容としましては、大型提示装置331台、実物投影機285台を導入します。

契約の相手方は、西部電気工業株式会社熊本支社。契約金額は7,029万円。契約方法は、一般競争入札(WTO)です。

10月に仮契約を締結しており、議会議決後に本契約締結、令和6年3月に導入予定としております。

続きまして、20ページをお願いします。

第14号議案として、県立学校教職員用卓上

型モニターを購入するものでございます。

概要につきましては、21ページを御覧ください。

契約内容としましては、教職員が使用するための卓上型モニター5,049台を導入します。

契約の相手方は、西日本電信電話株式会社熊本支店。契約金額は1億3,035万円。契約方法は、一般競争入札(WTO)です。

9月に仮契約を締結しており、議会議決後に本契約締結、令和6年3月に導入予定としております。

教育政策課は以上です。

○前田高校教育課長 高校教育課です。

22ページをお願いします。

第43号及び第44号議案として、専決処分の報告及び承認について提案しております。

第43号議案の概要につきましては、23ページのほうを御覧ください。

当課では、育英資金返還金の未収金対策の一つとして、平成22年度から、長期滞納者に対する法的措置である支払い督促の申立てを行っているところです。

支払い督促は、県が裁判所に申し立て、裁判所から債務者に対し、奨学金の一括返済を命じてもらうものです。

2の専決処分の理由にありますように、支払い督促に対し、債務者から異議の申立てがなされました。異議の申立てがなされた場合、民事訴訟法の規定により、訴えの提起があったものとみなされることから、訴訟手続を行ったものでございます。

なお、24ページ、25ページにあります第44号議案につきましても、同じ内容となっております。

高校教育課の説明は以上です。

○平川体育保健課審議員 体育保健課です。

26ページをお願いいたします。

第45号議案、専決処分の報告及び承認についてでございます。

これは、施設の管理瑕疵による人身事故に係る和解及び損害賠償額の決定に関して行った知事の専決処分について、本議会に報告し、承認をお願いするものでございます。

概要につきましては、27ページを御覧ください。

2、和解の相手方は、施設利用者である個人、3、損害賠償の額は、88万9,000円余でございます。

4、事案の概要ですが、令和5年5月14日に熊本県民総合運動公園陸上競技場で発生した天井板等落下による人身事故に関し、被害者との間で損害賠償の額を決定し、和解したものでございます。

体育保健課の説明は以上です。

○楯本学校人事課長 学校人事課です。

28ページをお願いします。

第56号議案として、熊本県立学校職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について提案しております。

概要につきましては、30ページを御覧ください。

1の条例改正の趣旨ですが、熊本県立ゆうあい中学校の開校に伴い、当該校に勤務する職員の給与について、関係規定を整備するものでございます。

2の改正する条例ですが、(1)の熊本県立学校職員の給与に関する条例をはじめ、計4つの条例となります。

3の主な改正内容ですが、(1)夜間学級の業務に従事する教員に適用する給料表について、小中学校の教員に適用される給料表と同様に、教育職給料表(3)を適用するものです。(2)教員に支給する特殊勤務手当について、夜間学級担当手当を新設し、定時制課程高校と同様に、給料月額に100分の5、管理職については、100分の4を乗じて得た額を

支給するものです。(3)事務職員等に支給する特殊勤務手当について、定時制課程高校と同様に、夜間定時制勤務手当の支給対象とするものです。

4の施行期日ですが、公布の日としておりますが、上記3の(2)及び(3)の特殊勤務手当については、令和6年4月1日としております。

学校人事課の説明は以上です。

○末松直洋委員長 次に、警察本部長から総括説明を行い、続いて、担当課長から順次説明をお願いします。

宮内本部長。

○宮内警察本部長 警察本部でございます。

委員の皆様方におかれましては、平素から警察行政の各般にわたり御支援、御協力をいただいているところであり、この場をお借りしまして心からお礼を申し上げます。

それでは、今回県警察から提案しております6件の議案等につきまして、概要を御説明いたします。

まずは、議案関係についてです。

議案第1号、令和5年度熊本県一般会計補正予算(第5号)については、時間外勤務手当の不足分2億710万円余のほか、繰越明許費の設定や債務負担行為の設定をお願いしております。

また、議案第48号、令和5年度熊本県一般会計補正予算(第6号)については、追号分として、人事委員会勧告に基づく給与改定に伴う職員給与費と新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の活用事業について、合計5億3,312万円余をお願いしております。

議案第22号、工事請負契約の変更については、上天草警察署庁舎新築工事の契約金額を変更するものでございます。

議案第46号、専決処分の報告及び承認につ

いては、専決処分させていただきました公用車事故の和解及び損害賠償額の決定について報告し、承認を求めるものでございます。

同じく、議案第47号、専決処分の報告及び承認については、専決処分させていただきました機の飛散事故の和解及び損害賠償額の決定について報告し、承認を求めるものでございます。

次に、報告第4号、専決処分の報告については、専決処分をさせていただきました4件の交通事故の和解及び損害賠償額の決定についての報告でございます。

詳細につきましては、それぞれ担当者から説明させますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○平山会計課長 会計課でございます。

予算関係議案につきまして、お手元の警察本部の説明資料に基づき説明いたします。

資料の1ページ目、歳出予算補正をお願いします。

まず、上段の議案第1号、令和5年度熊本県一般会計補正予算(第5号)でございますが、警察本部費で2億710万5,000円の増額をお願いしております。

右側の説明欄を御覧ください。

これは、職員の時間外勤務手当の所要額で、事件、事故への対応など、年間の時間外勤務手当で不足が見込まれることから、増額をお願いするものでございます。

続きまして、中段を御覧ください。

追加提案されました議案第48号、令和5年度熊本県一般会計補正予算(第6号)でございます。

まず、警察本部費で5億1,417万3,000円の増額をお願いしておりますが、説明欄に記載のとおり、県人事委員会勧告に基づく給与改定への対応のほか、内閣府所管の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用する事業としまして、パソコンのモバイル

化やDXに適したオフィス環境の整備を進めるものでございます。

アフターコロナ時代において求められるデジタル行政への移行に当たり、DXモデルオフィスとして一部所属で先行実施し、これを起点としてデジタル時代の働き方やペーパーレス化を加速化させてまいります。

また、警察活動費で1,895万2,000円の増額をお願いしておりますが、こちらも感染症対策のための経費であり、警察施設や現場警察活動に必要な感染防止用品等の整備を行うものでございます。

以上、議案第1号及び第48号、補正額を含めた警察費予算総額は409億610万6,000円となります。

次に、2ページをお願いします。

上段の繰越明許費補正でございますが、まず、警察管理費で5億9,167万7,000円の設定をお願いしております。

これは、警察棟空調設備更新工事など、警察施設整備に関する事業で、資材の入手難等のため年度内に工事を完了しない可能性があるものや、駐在所の新築及び改修工事で、入札不調のため年度内に工事を完成することが困難となったものでございます。

また、警察活動費で3,220万3,000円の設定をお願いしておりますが、これは、交通取締り用パトカー5台の購入に当たり、半導体不足等による部品の供給不足が車両の製造に影響し、年度内の納車が困難となったものでございます。

次に、下段の債務負担行為の補正でございます。

警察関係業務につきまして、説明欄に記載しておりますとおり、総額8億640万2,000円の限度額設定をお願いしております。

これは、令和6年4月1日から業務を開始する必要がある委託業務などにつきまして、今年度内から契約手続を実施する必要があり、また、一般競争入札の手続に所要の期間

を要することから、債務負担行為を設定するものでございます。

予算関係議案は以上でございます。

次に、条例等議案につきまして御説明いたします。

資料の3ページをお願いします。

議案第22号、工事請負契約の変更についてでございます。

これは、令和3年9月熊本県議会定例会において議決されました上天草警察署庁舎新築工事の請負契約について、契約金額の変更を行うものでございます。

内容につきましては、4ページの概要を御覧ください。

令和3年10月から進めております上天草警察署の新築工事につきましては、現在、3年契約の3年目として新築工事を行っているところであり、予定どおり来年2月末には竣工する見込みでございます。

今回の契約金額の変更につきましては、資料の中ほどにありますとおり、現契約額11億2,200万円を11億6,949万2,551円に変更するものであり、4,749万2,551円の増額となります。

契約の変更理由につきましては、賃金水準及び物価水準の著しい変動による請負代金の変更と旧庁舎から検出されたアスベストの除去処分の追加など、設計変更が生じたことにより、増額変更するものでございます。

なお、契約工期につきましては、現契約から変更はございません。

議案第22号については以上でございます。

御審議のほどどうぞよろしくお願い申し上げます。

○内田首席監察官 監察官でございます。

引き続き、説明資料の5ページを御覧ください。

まず、議案第46号の専決処分について御報告させていただきます。

令和4年10月24日、鹿児島県沖を航行中のフェリー船内において発生した本県警察職員が駐車した公用車が直近に駐車した車両と衝突した交通事故に関して、事故の相手方と熊本県の間で損害賠償の額が決定し、和解が成立いたしましたので、議会の御承認をいただくものでございます。

事故の概要につきましては、資料6ページのとおり、沖縄県での派遣業務を終えた職員が、帰県するためフェリー内に大型輸送車を駐車する際、停止措置を失念、いわゆるサイドブレーキをかけ忘れ、海のしげに伴う航行の揺れにより、直近に駐車した福岡県警察の大型輸送車3台と衝突したものでございます。

県側の過失10割の事故であり、加入している任意保険を使用して、資料のとおり、賠償額を支払い、和解が成立いたしました。

次に、議案第47号の専決処分について御報告させていただきます。

同じ資料の7ページを御覧ください。

令和5年8月9日、熊本県水俣警察署内において発生した機の飛散事故に関して、事故の相手方と熊本県の間で損害賠償の額が決定し、和解が成立いたしましたので、議会の御承認をいただくものでございます。

事故の概要につきましては、資料8ページのとおり、廃棄予定として保管中の応接用の機が強風により飛散し、付近に駐車中の車両2台に衝突したもので、県側の過失が10割で、資料のとおり賠償額を支払い、和解が成立いたしました。

次に、報告第4号の専決処分について御報告させていただきます。

同じ資料の9ページを御覧ください。

令和5年3月から8月にかけて発生した本県警察職員が運転する公用車による4件の交通事故に関して、事故の相手方と熊本県の間で損害賠償額が決定し、和解が成立いたしました。

事故の概要につきましては、資料10ページのとおりでありますが、4件の交通事故のうち、番号1から3の交通事故については、車両を後退させる際に駐車中の車両に衝突するなど、県側の過失が大きい交通事故であり、県側から資料のとおりの賠償額を支払い、和解が成立いたしました。

また、番号4の交通事故につきましては、交差点における出会い頭の衝突事故で、県側の過失が小さいため、県からの賠償はなく、和解が成立したものでございます。

なお、番号1から3の交通事故の賠償につきましては、加入している任意保険を使用して全額支払い済みでございます。

損害賠償が発生した交通事故に関しましては、運転者や同乗者の不注意による交通事故であり、職員への指導をさらに徹底し、公用車の交通事故防止に努めてまいります。

御審議のほどよろしく願いいたします。

以上でございます。

○末松直洋委員長 以上で執行部の説明が終わりましたので、質疑を受けたいと思います。

まず、先に教育委員会に係る質疑を受け、その後、警察本部に係る質疑を受けたいと思います。

なお、質疑は、該当する資料のページ番号、担当課と事業名を述べてからお願いします。

また、質疑を受けた課は、課名を言って、着座のまま説明をしてください。

あわせて、繰り返しになりますが、発言する際は、マイクを自分の口元にしっかり向けて、明瞭に発言いただきますようお願いいたします。

それでは、教育委員会に係る質疑はありますか。

○松田三郎委員 皆さん、おはようございま

す。

教育委員会の資料の——なかなか予算のほうは質問が探しにくいわけですが、資料の18ページ、20ページぐらいでしょうか、結構台数も多いようでございますが、これは、やっぱりリースとかじゃなくて購入のほうがメリットといたしますか、金額的なものとかメリットが大きいのかどうかを、まず1点目お伺いしたいと思います。

○永松教育政策課長 今回ちょっと金額も大きゅうございますが、これは全て財源がコロナ交付金を使用しております。ということで、全額購入という形を取らせていただきました。

○松田三郎委員 財源がそうなら、複数年度というわけにいかぬでしょうから、コロナ交付金はですね。

これに関連しまして、よく問題になります、今、生徒に1人1台タブレット等を持たせてあるという、これの更新の時期が大体全国同じとか、県内でいっても県立高校は同じ時期とかという、これはリースでしたっけ、購入でしたか。

○永松教育政策課長 現在はリースをやっております。で、令和8年度以降、新たな入学生以降は、今後、ちょっとまだ最終的に決まっておりませんが、基本的には個人の負担で購入していただくということを想定しております。

○松田三郎委員 個人の負担——全額か一部か、その個人が負担して購入するということですか。

○永松教育政策課長 そのとおりで、基本的には個人の負担で1人1台端末を購入していただくことになるんですが、国の財政措置と

か、あと他県の状況など見まして、何らか県側で生徒さんへの支援ができないか、今後、財政当局とも詰めていきたいというふうに考えているところでございます。

○松田三郎委員 ちょっと前でしょうけれども、そういう国の支援——例えば更新の時期とか、ああいう機械、器具は、どれぐらいのスパンで更新が必要なのかというのも、なかなかメーカーのほうに言われたらそんなものかと思えますけれども、同時期に数多くの更新の時期を迎えるとなると、やっぱり何かの国の支援が、もっと手厚いのが必要だろうというような、我々も要望をしておりますし、今のでいくと、ちょっと逆の方向に行くのかなと、負担が出てくるとなると。

最後の質問ですけれども、大体、購入だと、それを持って持ち上がるわけですね。そうすると、平均的な更新の時期とかというのはどうなんですかね。全くそれも、更新の時期が来ましたので各自で更新してくださいと、それか、それぞれの判断でとか、修理を含めてですけれども、先々のことなのでちょっと分からない部分もあるかもしれませんが、そういったところはどうなんでしょうかね。

○永松教育政策課長 令和8年度からというのが、実は令和7年度までにライセンス、OSですね、基本ソフトのライセンス契約が切れるものですから、それ以降、そのまま使うと非常に安全性に問題があるということで、基本、全国、令和7年度以降は、その機械、機種を使い続けるというのは難しいというふうに考えております。

令和8年度以降は、そのような形で、切替えの時期でもございますので、新しい機種を個人の負担で原則は買っていただくということを考えております。

ただ、購入時期とかは、県側が持っている

リース機器や購入したものの端末というのは、そのライセンスの終わりの時期がずれておりますので、可能な限り使っていきたいというふうには考えているところでございます。

○松田三郎委員 はい、分かりました。

私がなのかどうか——例えば政策課中心でしょうけれども、よく今OSのライセンスが切れるからとか、どうもほかのシステム、大規模な県庁のシステムもそうですけれども、何かこうメーカーの一方的な、これぐらいかかりますよと言われてれば、なかなか反論しにくいし、値引き交渉もしにくいというのを考えると、本当にそれぐらい必要なんだろうか。

急に——急にて思いますけれども、メーカー側の一方的な都合で、このOSは変更が必要ですかというようなものも事情にあるんじゃないかと思っておりますので、ぜひ、政策課に限らず、教育委員会一丸となって、詳しい方を何人か育成していただいて、きっちりメーカーと交渉して、できるだけ児童生徒の皆さんが使いやすく負担が少ない、全体としても負担が少ないというふうに、交渉の人材を確保していただくということも一方で要望したいと思います。

何かありますか。

○永松教育政策課長 参考でございますが、今のお話は、県立高校の高校生について説明していただいたんですけれども、実は、小中学校の生徒さんにつきましては、今回の国の補正のほうで、全額国のほうで予算措置をしていただく案で、更新の費用を見るということで整理されております。

今回、2月補正で、その基金の造成と国のほうから予算措置がなされるということが決まっておりますので、2月に市町村の小中学生向けの基金を県のほうで一応することにな

っておりますので、それらを今後提案させていただきたいというふうに考えております。

○松田三郎委員 結構です。

○末松直洋委員長 よろしいでしょうか。

○松田三郎委員 はい。

○末松直洋委員長 ほかにありませんか。

○斎藤陽子委員 ページ数が3ページの予算の件なんですけれども、繰越明許費ということですと上がっておりますけれども、人材不足とか資材の不足というのはこれからもっとも重要な課題になってくるのかなと思うんですけれども、その中で、これだけ工期が遅れていく、またさらに、もしかしたら遅れるかもしれない、その際は金額というのが変わる可能性もまたあるのかなというふうに、どんどん変わっていくのかなというふうに思うんですけれども、そういったのも見込んでこの予算を取っていらっしゃるのか、それとも、またそれが変わったときにはまた補正とかで上げられるのか、どんなふうにお考えかなというのを伺いできればと思います。

○中島施設課長 繰越しについてのお尋ねでございますが、施設課のほうで提案させていただいている繰越しにつきましては、現時点では全ての工事が竣工、完了している状況にはございません。で、年度末までに当然竣工させることを目指してまいりますけれども、やむを得ず繰り越さざるを得ないということ想定して、工事請負費などについて、予算額をそのまま枠として設定させていただくものでございます。なので、あくまでその上限として設定させていただきますので、実際の繰越額については、これよりかなり下がると

考えております。

途中で、例えば増額の変更契約が必要な場合とかが生じたら、この予算の枠内で増額できる分は増額いたしますし、不足する分については、そのとき改めて補正をお諮りするという形になろうかと思っております。

○斎藤陽子委員 よく分かりました。

本当に大変な中進めていただくことになるかと思っておりますけれども、重要なことだと思いますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○末松直洋委員長 よろしいでしょうか。

○斎藤陽子委員 はい。

○末松直洋委員長 ほかにありませんか。

○本田雄三委員 御説明ありがとうございます。

松田委員のちょっと関連になるんですけれども、今1人1台端末というふうに義務教育、高校はなっておりますけれども、何万台もの機器を購入する必要がある観点から、通常はそれだけのものを発注すれば、相当割安で、従来であれば提供されるような仕組みがあるのではないかと思いますので、県の、やっぱりしかるべきところがまとめて管理をされるような仕組みづくりが必要ではないかと思っています。

一定の業者の方にシステムから全てを管理していただくなど、委託化も含めながらそこら辺りをやっていかないと、1人1台もし購入となれば、高校生においては相当な額の部分が個人負担となってくる可能性もありますので、そこら辺りのまとめた部分の発注等については、何らかの形をつくるべきではないかと思っておりますので、要望でございます。よろしく願いしたいと思います。

○末松直洋委員長 要望でよろしいでしょうか。

○本田雄三委員 はい。もしお答えがあれば。

○永松教育政策課長 委員おっしゃったとおり、共同調達というのは、先ほど国の今回補正予算で、市町村立小中学校向けの基金事業の中でも、県のほうが主導して共同調達をというふうに国のほうからも指示が出ておりますので、当然、小中学校に限らず、県立高校生につきましても、学校単位で同じ端末を使うとか、何かそのような措置を取っていききたいというふうに考えております。

○末松直洋委員長 よろしいでしょうか。

○本田雄三委員 はい。

○末松直洋委員長 ほかにありませんか。

○亀田英雄委員 5ページ、こども図書館設置準備事業なんですけれども、いろんな工事が不測の事態でという話を先ほど伺ったんですが、こども図書館は令和6年4月にオープンされるということで、年度内の執行が困難となるということなんですけれども、4月のオープンには、これは影響ないんですか。

○福永社会教育課長 社会教育課でございます。

あくまでも可能性があるということになりますので、できる限り年度内の執行というふうに考えておりますけれども、場合によっては、本体工事はもちろん終わる予定でございますが、その周辺の外構であったり、また舗装工事であったり、そういった部分の周辺工事が残る可能性があるというところで、こう

いった工事の明許繰越しを設定するものでございます。年度内執行を目指していきたくて思っております。

以上でございます。

○亀田英雄委員 せっかくのですね、何ていいますか、鳴り物入りの事業ですので、なるだけきちんとした形でオープンしたほうがいいと思いますので、そのように対応を願いたいというふうに思います。

以上です。

○末松直洋委員長 よろしいでしょうか。

ほかにありませんか。

○松田三郎委員 ちょっと高校教育課長、すみません。前田課長の顔見て思い出しましたけれども、ページで言うと8ページですけども、ちょっとこれにプラスアルファといいますか、ふだんから要望が多いものをちょっとお聞きしたい。ちょっとその他の的になりますけれども、委員長、ようございますか。

○末松直洋委員長 はい、どうぞ。

○松田三郎委員 ここでは半導体関連人材育成と——だから、直接この事業ではないかもしれませんが、半導体の人材を育てるとなると、例えば、県立高校で工業高校系のところにそれなりの機械なり設備がやっぱり必要かもしれないと。それに限らず、県内の県立高校の実業系といいますか、工業系、農業系あるいは商業系と、それぞれ、まあ商業系はあんまりないかもしれませんが、工業系は特に、今ある機械とか設備でいろいろ教育を受けたり実習をしたりとかするけれども、なかなか就職して——古いがゆえに、メーカーか何かに就職したら、全然昔のは古うして、全然そのときの知識がためにならぬやっというような、まあ笑えない笑い話でいうか、そ

ういうのも聞くわけです。

ただ、1台かなり高額な機械とか設備もあるならば、なかなか全ての実業系の高校に教育委員会の予算で数年内に全部更新する、設備を設置するというのも、非常に難しいんだらうと思っております。

限られた範囲の中でも、高校教育課含め教育委員会では大分頑張っているのは重々分かっておりますが、たしか以前お伺いしたとき、特別会計が何かにして要望なり、必要があるところを順次更新なり新規に設置しているというような話を聞いた記憶もあります。例えば財源なり原資あるいはその更新度合いといいますか、学校の校長先生は、教育委員会に言いたくも言えない方もいらっしゃるかもしれませんし、堂々とおっしゃる方もいらっしゃるかもしれませんし、県内のいろいろな要望もあるんだらうと思っておりますが、その仕組みと整備状況といいますか、今後半導体関連で人材育成をしなければならぬというのがだんだんウエートを占めてくるならば、それ以外のところがさらにこの順番が遅れてしまうのかなというような心配がありますので、可能な範囲でちょっとお答えいただければと思います。

○前田高校教育課長 ちょっと最初に、まず特別会計のお話いただきましたので、こちらからお話しさせていただいてもよろしいでしょうか。

○松田三郎委員 はい。

○前田高校教育課長 特別会計に関しましては、農業高校だけで特別会計を組んでおります。で、今委員からお話があったことですが、農業高校、それぞれ教育の実習の中でいろんな農作物であるとかいろんな生産物、加工品も含めて作っております。それをいわゆる販売実習という形で一般の方にも販売させ

ていただいて、そのお金がまた特別会計の基金となっていくというような仕組みになっております。農業と水産に関しては、そういう形で進めております。

工業に関しましては、特別会計では特におっしゃいません。ですから、それは委員がおっしゃるとおり、機械設備を必要な時期に更新していくことにはなりますが、なかなか、おっしゃるとおり、たくさん高校がございまして、それを一度にというのは難しゅうございます。

令和2年度に国の交付金をいただきまして、大きな機械を一回入れていただいているんですが、それ以外にも、委員おっしゃったようにたくさん古い機械もございまして。それは、やはり学校の中での教育だけでは正直なかなか解決できない問題でして、現在、ちょうど八代工業高校、マイスター・ハイスクール事業というのをやっておりますけれども、今後民間の企業さんと連携しながら、民間の企業さんの設備あたりも御相談しながら、そういうところでの実習とかも含めて、できるだけ生徒たちが実際に就職してからの学びにつながるようなものを組み立てていきたいと思っております。

以上でございます。

○松田三郎委員 以前、農業系も課長に御相談してそういう話で、それよりも別に教育委員会だけ、学校だけで全て完結しなければならないということではなくて、時代もそうでしょうし、行く行くは民間に協力していただいて、ここは優秀な生徒がいるなと思ったら就職に結びつくとか、広く民間にお願いして協力をしていただくというのは一つの方向かなと思っておりますが、それが全てにおいてうまくいく、すぐにうまくいくわけじゃないでしょうから、可能な限り、今もやっていただいていると思っておりますが、1台高額とはいえ、かなりもう何十年前のを使っているらっし

やるというところもあるようでございますので、できるだけ要望に応じていただきたいという要望と、続けていいですか。

○末松直洋委員長 はい、どうぞ。

○松田三郎委員 さっき言いました8ページに戻りますが、半導体関連の人材育成って、県立高校の生徒を対象にでしようから、どうなんですか、最先端の——これは昨日の特別委員会でもお伺いしたんですけども、高校の学校の先生あるいはこれは場合によっては民間から講師で来られるかもしれませんが、その最先端を含めた半導体の教える側ですね、その人材を育成する側の先生のレベルといますか、急遽TSMCが来るけん、これは人材育成せないかぬばいといっても、この教える側を育成しないと、教える側が教えられる側と同じぐらいじゃ話にならぬわけでしょうから、この事業なのかどうか分かりませんが、その点というのは教育委員会ではどういうお考えでしょうか。

○前田高校教育課長 今委員から御質問ありました、昨日特別委員会でもお話ありましたけれども、半導体の人材というのは非常に幅広く、設計とかに関わるような、非常に先端的な、かなり高度な知識をお持ちの方から、工場をしっかり回していくために必要な人材まで、幅広い人材が必要だと思っております。

まず、この半導体関連人材育成事業に関しましては、全ての県立高校を対象にしております。それは、専門高校の生徒は専門高校の生徒で、自分たちの学びの中で、企業を見学していただいたり、あるいは出前授業に来ていただいて、その専門家の方から授業を受けたりというのを今やっております。

普通科の高校につきましても、大学の見学、熊本大学、今度半導体の施設ができます

けれども、そういう熊本大学も含めた大学の見学でありますとか、あるいは企業のほうの見学に行っていて、まず半導体というものを知っていただく。そして、理系に進まれる方が多いと思いますけれども、そういう生徒さんに自分の将来を描く上での参考にしていただいて、そっちのほうの道を選んでいただく生徒さんをまた増やしていきたいなという意図で、この事業というのは実は進めております。

それから、今おっしゃったように、教員の力量というのは非常に大切なんですけど、御承知のとおり、半導体は非常に高度な知識まで要求するもので、半導体そのものを高校の教員が教えるというのは、なかなかこれは限界がございます。

ですから、先ほど申し上げたように、企業さんの力を借りている部分もありますが、高校の教員に関しましても、実際、研修を今この事業の中で組み立てておまして、今年度3回に分けて半導体関連の企業にお邪魔して、そこで実際の実習、研修を受けるという機会を設けて、今1回目が終わって、あと残り2回ございますけれども、今進めているところでございます。

以上です。

○松田三郎委員 はい、分かりました。

最後に1つですけれども、今のお話を考えると、まあ途中からでしょうから、研修とか必要だと思いますが、今後、その採用試験での枠といますか、そういうのは、これは人事課長になろうかと思っておりますけれども、そういうのはあり得るんですか。考えていらっしゃるんですか。

○鉾本学校人事課長 学校人事課でございます。

今委員からお尋ねありました、採用を今後どうしていくかという話にもなるかと思うん

ですけれども、実は来年度の採用試験から予定しているものなんですけれども、これは、今までも社会人を対象とした採用試験をやっておりますけれども、来年度から、今現在免許を持っておられなくても、そういう優秀な方は社会人でも採用しようということで、例えば、工学部とか御卒業されてそういう専門知識がある方とかで今民間にお勤めの方、そういう方も対象に、まず採用試験は受けていただけるようなということで、ちょっと入り口を広くするというようなことを考えております。

当然、免許を持たれてない方は、一定期間内に免許を取っていただくということは条件にはなりますけれども、そういう形で一人でも優秀な人材の方は確保していきたいということで、採用の段階でそういう取組も来年度以降やっていきたいというふうに思っております。

○末松直洋委員長 よろしいでしょうか。

○松田三郎委員 はい。

○前田高校教育課長 ちょっとすみません。先ほどの私の発言で、訂正と補足をさせていただきます。

先ほど、令和2年度国の補助をという話をしましたが、令和3年度に訂正と、金額に関しては、17億円をいただいて各専門高校に設備を入れさせていただいております。

それからもう1つ、今度は、当初予算のほうでは、産業教育振興の機械の更新等をやるような設備費も、毎年これは予算をいただいて、少しずつ——なかなか全て一遍にいかないんですが、一つずつ計画的に進めているところでございます。

すみません。以上でございます。

○松田三郎委員 はい、結構です。

○末松直洋委員長 よろしいでしょうか。

○松田三郎委員 はい。

○末松直洋委員長 ほかにありませんか。

それでは次に、警察本部に係る質疑を受けたいと思います。

○城戸淳委員 補正に関しては、給与改定のことと繰越明許費のことももう分かっておりますが、1つ、専決処分の中の、5ページですけれども、ちょっと金額が大きいのもありますけれども、これはちょっと単純な質問ですけれども、フェリー内で事故が起きた場合に、まず通報はどこに届けるんですか。海上保安庁とか警察とか、これはどこに。

○内田首席監察官 今回の場合は、沖縄から鹿児島に向けて航行中でしたので、鹿児島新港に到着後、鹿児島県警のほうへ届けをしております。

○城戸淳委員 ということは、船の中で起きた事故については、海上保安庁とかは関係ないんですか。届けるというか、中で事故が起きた場合に、やっぱり警察ですか。

○内田首席監察官 今回の事故につきましては、フェリーというところで、まず道路性を問擬することになるんですけれども、道路法の2条で、いわゆるフェリーの甲板、ここが渡船のための施設ということで道路と認められております。ということで、警察のほうへ届けたということで、海上保安庁に届けなくていいかという質問につきましては、これは即答はできないんですが、道路ということで警察のほうへ届けております。

○城戸淳委員 分かりました。

それで、この事故に関して言うと、恐らくサイドブレーキをかけなかったからそういう事故が起きたという話だと思うんですけども、何か大型のトラックという形に聞いていますけれども、車の歯止めとか、そういうのは普通何かあったような記憶があるんですけども、そういう状況はどうなんですか。

○内田首席監察官 今回事故を起こしました車両は、機動隊が所有しております輸送車、いわゆる路線バスのような形のバスでございます。そのバスをフェリー内に止める際は、フェリー会社のほうで車止め及び車両と甲板をワイヤで結びまして、動かないように措置するという事はやっていたしております。しかし、サイドブレーキを引き忘れておりましたので、後輪にサイドブレーキは利くんですけども、やはりそれが無いために、しけでちょっとボディーが暴れてしまったということでございます。

○城戸淳委員 はい、分かりました。

これは、再発防止も含めて——そういう形で初歩的なサイドブレーキを引いてなかったのが問題であろうかと思えますけれども、波で揺れてほかの車に当たったということで、これは、再発防止はどういう感じに考えたらいいですかね。何かまた起きそうな気がするんですけども。

○内田首席監察官 大変申し訳ございません。

再発防止は、まず運転していた者につきましては、本部のほうへ招致して指導も行っています。また、サイドブレーキを引き忘れたという単純なミスでございますので、複数の者で——補助者が必ず乗っておりますので、サイドブレーキをかけたかどうかの確認を今後するように徹底しております。

また、運転訓練等も——日頃はこの大型バ

ス運転しませんので、出勤の際は、必ず運転訓練及び上司の者から運転上の諸注意等も行って出勤するようにいたしております。

以上でございます。

○城戸淳委員 分かりました。

金額もちょっと大きめでありますので、これからやっぱりその辺の基本的な注意をちゃんと自覚していただいて、また再発防止していただきたいなと思っております。

以上でございます。

○末松直洋委員長 よろしいでしょうか。

○松田三郎委員 関連でいいですか。

○末松直洋委員長 はい。

○松田三郎委員 城戸委員の関連で、当然台数も多いでしょうから、今のように不注意で、ちょっと注意しておけば防げたというものから、やっぱりパトカーとかもありますから、どうしても避けられなかった事故等もあるんだろうと思っております。ですから、現場の警察官が、もう心配なく——心配なく事故していいというわけじゃなくて、心配なく仕事ができるように、保険というのは当然必要なんだと思っております。

先ほど、首席監察官の説明でも、任意保険で対応しましたと。ここから先、場合によっては会計課長なのかもしれませんが、今分かる範囲で、警察の保険に入るべき台数と毎年の保険料ですね。あと、保険の契約方式、一台一台なのか、何か一括して、あるいはこれは本部だけではなくて、県内にある警察署が保有する警察車両全部含めてですけれども、大体でよかですけん、分かる範囲でよかですけど、分からないなら後でよかですけど、教えてください。

○平山会計課長 会計課でございます。

現在、警察には、四輪が902台、二輪車が259台、総数で1,161台車両がございます。そのうち任意保険に入っている車は、全台公用車については加入しているところでございます。

○松田三郎委員 全台って、全部ということですか。

○平山会計課長 はい。

加入の保険料につきましては、令和5年度の保険料が2,192万6,780円でございます。

契約の方法についてですが、フリート契約という契約を行っております、保険金の支払い金額に応じて変動するものでございます。

以上でございます。

○松田三郎委員 ということは、最後におっしゃった、事故が多くてその分保険を使うと、次は上がっていく可能性があるということですよ。

○平山会計課長 はい、そうでございます。

○松田三郎委員 これは、じゃあ全部車両一括ですか、契約方式というのは。

○平山会計課長 はい、そうでございます。一括で入っております。

○松田三郎委員 はい、分かりました。

冒頭申しましたように、一個一個これはけしからぬという意図ではなくて、やっぱり保険にしっかり入って、相手もある場合がありますので、安心して仕事ができるようにというのが大前提でございまして、できるだけ安うしたほうがよかわけでしょうから、さっきのコンピューターのシステムと一緒に、保険

会社から言われて、ああそんなものかと思ってしまうずに、できるだけ、値引き交渉とは言いませんが、できるだけ負担が少ない方法も、まあいろいろ検討なさってさっきの方式だとは思いますが、再度検討していただいて、できるだけ負担が少なければなと思っておりますので、要望としてお伝えしたいと思っております。

以上です。

○末松直洋委員長 要望でよろしいでしょうか。

○松田三郎委員 はい。

○末松直洋委員長 ほかに質疑はありませんか。

○本田雄三委員 1ページのデジタル環境の整備でちょっと教えていただきたいと思えます。

これも、県警だけじゃなく全体そうでしょうけれども、やはりペーパーレス化のための環境整備という部分で進めていかれると思うんですが、セキュリティーなり、やはり個人情報情報の漏えい等、かなりこれは厳しい状況にあるかと思えますので、特に県警の部分というのは、そういう部分はしっかり整備をされたところでの導入を予定しておられると思うんですが、ちょっとニュース等でも1回あったことがあるものですから、そこら辺りの環境の整備というのはいかがでございましょうか。

○平山会計課長 会計課でございます。

今回導入しますパソコンのモバイル化につきましては、これまで県警のパソコンは、サーバークライアントシステムと申しまして、1本のサーバーを立てまして各パソコンが有線につながっていると、部外とは一切接続で

きないシステムでございまして、セキュリティーは保たれているところでございます。

今回導入しますのは、それをモバイル化するものでございまして、移動が可能になってペーパーレス化につながるというものでございますけれども、有線と同じようなセキュリティーを保てるようなシステムを予定しております。

以上でございます。

○本田雄三委員 じゃあ、仮に置き忘れたりした場合でも、絶対ほかの人では開けない、そういうシステムになっているということで理解してよろしいんですか。

○平山会計課長 パスワード等を設定しておりますので、開けないということ、活用できないということになります。

○末松直洋委員長 よろしいでしょうか。ほかにありませんか。

○斎藤陽子委員 2ページになります。債務負担行為なんですけれども、これが額が3倍ぐらいになっているのかなと思ひまして、よかったですらちょっと詳しく御説明いただければなと思ひます。中身のほうをお願いします。

○平山会計課長 委員御質問の債務負担行為につきましては、さきに御説明いたしましたとおり、来年当初から業務を開始する必要がある事業につきまして、今年度から手続ができるように設定するものでございますけれども、中身につきましては、ヘリコプターの1,000時間運航点検業務委託が7,191万円、それと運転免許事務更新通知業務委託が1億8,324万9,000円、それと運転免許更新時講習業務委託が1億2,066万4,000円、交通安全運転管理者等講習委託が2,109万9,000円、交通

信号機の保守点検委託が1億8,985万2,000円になります。そのほか、全部で14事業について設定するものでございます。

○斎藤陽子委員 ありがとうございます。

北海道に視察に行かせていただきましたので、何かもしかしたらああいう講習ができるようになったのかなというふうに、ちょっと予算がかなり上がっていたので思ったんですけども、そうではないということよろしいですか。

○平山会計課長 はい。その部分については含まれておりません。

○末松直洋委員長 よろしいでしょうか。

○斎藤陽子委員 はい。

○末松直洋委員長 ほかにありませんか。——なければ、以上で質疑を終了します。

それでは、ただいまから本委員会に付託された議案第1号、第9号、第10号、第13号、第14号、第22号、第43号から第48号まで及び第56号について、一括して採決したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○末松直洋委員長 異議なしと認め、一括して採決いたします。

議案第1号外12件について、原案のとおり可決または承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○末松直洋委員長 異議なしと認めます。よって、議案第1号外12件は、原案のとおり可決または承認することに決定しました。

次に、閉会中の継続審査事件についてお諮りいたします。

議事次第に記載の事項について、閉会中も継続審査することを議長に申し出ることとし

てよろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○末松直洋委員長 それでは、そのように取り計らいます。

次に、その他に入ります。

執行部から報告の申出が1件あっております。

まず、報告について執行部の説明を受けた後、質疑を受けたいと思います。

それでは、報告をお願いいたします。

○前田高校教育課長 高校教育課です。

お手元の説明資料、その他報告事項を御覧ください。

県立高等学校入学者選抜制度改革について御報告します。

1ページをお願いします。

1、制度改革の経緯と改善の趣旨を御覧ください。

本年3月に、外部有識者による検討委員会から、入試の改善の方向性について、その下にあります点線で囲んでおります①から④の提言をいただきました。

また、提言で示されたとおり、中学校でしっかり学ぶ環境を確保し、子供たちの学びを保障した上で高校での学びにつなぐことが重要です。

なお、高校入試の在り方は、本県の子供たちの学びがいかにあるべきか、本県がどのような子供を育てるのかといった教育の根幹につながるものであると認識しています。この点を今回の制度改革の柱と考えております。

次に、2ページをお願いします。

2ページの別紙1を御覧ください。

資料の上段、入学者選抜の種類及び名称を御覧いただければと思いますが、そこに記載のとおり、新制度では、現行の前期(特色)選抜と後期(一般)選抜を一本化したA日程と、現行の二次募集に当たるB日程を設けます。また、A日程では、1回の受験で特色選抜と

一般選抜を実施いたします。

その下にありますA日程の欄を御覧ください。

A日程は、3月上旬に実施し、枠内にごさいます説明の4点目になりますが、全受験生は5教科の学力検査を受験し、学科、コースによっては、特色選抜に係る検査として独自検査、例えば面接や実技検査等を実施、別途受験します。

次に、選抜のポイントについてです。

初めに、特色選抜は、現行の前期(特色)選抜の考えを継承するものです。5教科の学力検査及び調査書に加え、学科コースによっては、面接や実技等の独自検査により、受験生の学科構成の適性或意欲を測ります。

次に、一般選抜では、現行の後期(一般)選抜の選抜方法を継承するものになります。5教科の学力検査の得点と調査書によって中学校の学習の成果を測ります。

続いて、下の欄、B日程の欄を御覧ください。

B日程は、3月の中旬から下旬で、A日程の選抜で募集定員に満たない学科、コースにおいて実施をします。

新制度の概要については以上です。

一度1ページにお戻りください。

3番の新制度の実施時期についてです。

新制度による入試は、今年度の小学校6年生が受験する令和9年度入試、2027年度入試から実施することとしています。

最後に、4、今後の予定を御覧ください。

今月下旬からパブリックコメントを実施します。その結果も踏まえ、新制度で受験する現在の小学校6年生が中学校に入学する前の段階、今年度末までに新制度の概要を決定する予定としております。

高校教育課の報告は以上です。

○末松直洋委員長 以上で執行部の報告が終わりましたので、質疑を受けたいと思いま

す。質疑はありませんか。

○高島和男委員 この制度改革の経緯をまずちょっと確認しておきたいと思うんですけども、今プリントにもございますけれども、2021年にあり方検討会で、スーパーハイスクール構想を含めた14の取組ということの一つだということでした。それを踏まえて、今のお話のように、提言を受けて県教育委員会としては制度設計を進めてきたと、そして、それがこれですよと、パブリックコメントをして、概要を決めて、2027年度から実施したいということです。

2021年から、実施が2027年と、6年あるわけですね、この間。私は、高校入試ということで、対子供、対生徒ということで慎重に進めるということはもちろん当然のことだと思うんですけども、6年というのは、ちょっとやっぱり長過ぎやせんかなという懸念があるんです。

というのも、その間にどんどんやっぱり時代も変わっている、昔の6年とかとはやっぱりちょっと違うんじゃないかなと思うんですけども、そこいらはいかがですか。

○前田高校教育課長 委員の御指摘のお話、今確認していただいたとおりなんですが、令和3年3月にいただいた提言を基に、その後の令和3年度及び令和4年度に2か年度をかけまして、高校入試に関する入試制度の在り方の検討委員会というのをまた別にさせていただいています。その高校入試改革の在り方検討委員会の提言が今年3月に出了たということになりますので、どうしても時間が必要であったというのが1つでございます。

もう一つは、先ほどお話ししたとおり、提言の中でも、やはりこの高校入試に関しては、周知の期間をしっかりと取って、受験生のことを、生徒のことを考えるなら、そこはしっかりと取って進めるべきであろうという提言

をいただいておりますので、他県や、あるいは過去の入試も参考にしながら、大体中学校入学する前の段階でお示しをして、それから中学校3年間を生活していただくという形を取りたいということで、このスケジュール感になっております。

以上です。

○高島和男委員 確かに、おっしゃるように、その手順を踏んできたということは、もちろんよく理解をします。

2021年の提言の資料、概要を私も見せてもらったんですけども、何でもうちょっとスピードアップしたほうがいいんじゃないかということを申し上げたのは、この資料を見ても、県立高校の状況というのが、少子化は下げ止まるということが書いてあるんですね。令和9年まで、1万6,000人——卒業生ですね、続くと、その後は漸減するんだと、少しずつ少しずつ減っていきますよということが2021年時点です。

ところが、この前の教育長の答弁でありましたように、これから10年間では、1万6,000人が1万2,000人、4,000人減ると、25%減ると、急速に少子化が進むということをお答弁でもされているとなりますと、そもそもの土台がやっぱり崩れるというか、ちょっとやっぱり前提が狂ってきやせんかなというような不安があるんです。

私は、そういう意味で、漸減すると記してあるけれども、その考え方というのは、もう少しやっぱり加速していくほうが時代にマッチしているのではないかなと思うんですけども、いま一度、いかがでしょうか。

○前田高校教育課長 先生にお話しいただいた、今後令和9年まで下げ止まりで、そこから子供さんが減っていくというのは、確かに統計上出ておまして、もちろんそれに対しての対応というのはしなければいけないんで

すが、この入学者制度改革というものだけでそれが行われるものではなくて、もっと広い、その前にありました県立高校の在り方、もう少し広い目線での在り方という観点にそこはなっまってまいりますので、それは、現在、令和6年度までは現行の形でその在り方提言に従って進んでおりまして、それ以降については、またそれは別途しっかり議論をしていって、現状に合ったものに変えていかなければいけないとは考えておるところでございます。

○高島和男委員 スタートしたら、もう次のことをやっぱり考えていかんと、もう追いつかないというのが実情だと思うんですね。

この入試制度改革と同時に、私は、やっぱり並行して議論していかなければならないのが、常に一般質問でも問題になっている定員のことだと思うんですよ。

これは、もう今さら言うまでもありませんけれども、この2021年の提言の中でも、学校運営の関係から、高校は上限8学級だと、下限は4学級程度がいいんじゃないのということを御提言されて、県の教育委員会としては、1学年10学級の学校、済々黌だ、熊高だというような学校は9学級にしていきましようというような方針は一応出されているということですよ。

それに関して、漸次見直すとか、教育長のこの前の答弁では、見直しを行っていく必要があると、こういうような御答弁だったと思うんです。

私は、いろんなお話を聞くんですけども、それは、熊本市の、県央区の定員が熊本市内の中心部の学校にももちろん影響していますけれども、上益城郡区の学校にも当然これはいろんな意味での影響が出ていると、もう御存じのとおりです。だからこそ、私は、早急に見直しは、同時並行で取り組まなければならないと思うんですけども、それはい

かがでしょうか。

○前田高校教育課長 先生おっしゃるとおりで、令和6年まで今の形で進めますが、じゃあそれから考えるということじゃなくて、既にそれについてはもう今動き出しを始めておりまして、また今後御報告をさせていただく機会もあろうかと思いますが、次の令和7年度以降についても、今、まず現状がどうであると、そして、それについて検討を進めているところでございます。

○高島和男委員 検討するということは、もう度々私たちも議場でもよく耳にしております。

教育長にぜひお話ししたいのは、やっぱり子供の教育ですから大事です。時間をかけるところはかけなんかもしれないけれども、募集定員に関しては、もうずっとこの間随分やっぱり議論してきたと。そして、御答弁の中でも見直しを行っていく必要があるということもはっきりおっしゃっているので、私は、もう少なくともそろそろやっぱり時期も、こちら辺ぐらいにはこういう形でやりましようということをはっきり旗を立てておっしゃるべきだと思うんですが、教育長、いかがでしょうか。

○白石教育長 高校の在り方ということで、いろいろ御意見ありがとうございます。

まず最初、この入試制度の話で、多分スピード感の話だろうと思いますが、確かに、今方針出して、今年度である程度概要を固めて、そして3年後ということなので、聞かれているほうからすると、もっと早くならんのかという思いもあられるのかなと思うんですが、今課長が話したように、制度の周知もありますし、試験の中身が変わるものですから、そうなると、やはり中学生にそれ向けの勉強なり、先生のほうもそうですけれども、

そういったのも総合的に考えると、やはり3年程度は期間が必要かなということで、今のスケジュール感にしているというのがまず1点目の話です。

それから、そもそもの高校の在り方ということで、これももう再三県議会でも、定員割れの問題から、それから都市圏の問題、いろいろ御指摘いただいて、その都度我々も検討しますという話をしているんですが、大きな話としましては、前回のあり方検討会で6年度までは魅力化をしますということで、今それに取り組んでいるところなんです、そのほかに幾つか都市圏の問題とかもあります。

都市圏の話で申し上げれば、そのとき想定したよりもさらに都市圏の人口の集中化が進んでいることもありまして、要は、何ていいますか、都市圏の定員だけを縮小すると、その分じゃあ郡部に残るかどうかというところがちょっと難しいといえますか、いわゆる私立が大分増えてきているものですから、そういったのを総合的にやっぱりまたもう一回考え直す必要があるだろうという内部の検討はやっているところでございまして、いずれにしましても、令和7年度以降の形をどうしていくかというために、これはちょっと予算が絡むものですから、多分次の議会なりの御提案になるかと思えますけれども、いわゆる検討の体制ですね、こういうスケジュール感で、こういう体制でというのをまた御相談させていただこうとは思っておりますが、いずれにしましても、後次の10年ぐらいを見越して、高校の在り方、定員の在り方あたりをしっかりと検討させていただきたいというふうに思っているところでございます。

以上です。

○高島和男委員 ありがとうございます。

その制度改革のスピード感に関しては、私は、周知期間は絶対必要ですから、そこに至るまでをどうにかできぬのかということをも

ず申し上げておきたいと思えます。

そして、募集定員に関しては、繰り返しになりますけれども、この10年間で25%子供の数が減るということは御存じのとおりでございますので、そこはそれでやっぱりしっかり踏まえて定員数は見直すべきだろうと思えます。

意見でございます。

○末松直洋委員長 よろしいでしょうか、要望で。

ほかにありませんか。

○松田三郎委員 制度ができて10年ぐらい経過して、その当時から、賛否なりあるいはいいところ悪いところと、いろいろ議論もあったんだろうと思っております。だから、今の制度が失敗だから次にといいわけではなくて、よりいいものを考えられたというふうに理解をしたいと思います。

そこで、さっき前田課長もちょっと触れられましたが、別紙2の縦長の紙のちょうど真ん中ぐらい、A日程の各選考の順序というところに、初めに特色選抜の選考を行い、続けて云々と。これは、試験の日程の順番じゃなくて、まず、その各学校で決められたパーセンテージ、割合の特色選抜の受験者の中の合格者を決めて、それ以外といえますか、一般を決めるということなんですかね、これは。

○前田高校教育課長 委員がおっしゃるとおりで、まず、今回の制度改革の特色もしっかり見てほしいという御提言いただいております。まず、そちらの入試で一回学力検査を受けていただいて、それに特色選抜を行って一定のパーセンテージの生徒さんが合格をすると、それに漏れた方も当然出てくるので、その方も含めて、残った生徒さんの中で一般選抜で残りの合格者を決めるというような仕組みになっております。

○松田三郎委員 まあ、先のことですからまだ分からないかもしれませんが、例えば、今まで、数は多くないけれども、定員割れしている高校を受けたのに不合格だったという方も以前はいらっしゃいまして、そういう方を、まあ救済と言うのが適切かどうか分かりませんが、今の制度よりもそっちのほうが最良で、まあ拾えると言うのもあれかな、そういう可能性はこっちのほうがあるんですかね、制度の運用上。

○前田高校教育課長 定員内不合格のお話だと思います。それは、まずちょっと後に回しまして、まず先に、今現行の前期(特色)選抜では、やはりどうしても選に漏れた方がもう一回受験をし直すような形になっておりますので、そこは今回一本化することで、1つの入試の中でそういう方もちゃんとその次のステップが踏めるようになっていくというのが1つでございます。

定員内不合格に関しましては、現行、やはりどうしても高校での学びを考えたときにとりあえず総合的に判断をさせていただいて、一部そういうことが起こっているということも現実にはあっております。

できる限り、私ども、学校のほうには通知を出して、そういうことがないようにしていきたいと、していただきたいというお願いの通知は出しておりますが、最終的に合否の判断というのは学校長が行うものですから、各学校のその選抜の中で、先ほど申しましたが、繰り返しになりますが、高校での学びをどうかということを総合的に判断して合否を決めておられるというのが現状でございます。それは、今度の制度に関しても、その部分に関してはそんなに大きくは変わらないかと考えております。

○松田三郎委員 はい、分かりました。

○末松直洋委員長 よろしいでしょうか。

○松田三郎委員 はい。

○末松直洋委員長 ほかにありませんか。

なければ、これで報告に対する質疑を終了します。

その他に入ります。

ここで、私のほうから1つ御提案がございます。

さらなる委員会活動の活性化に向けた取組の一つとして、常任委員会ごとに1年間の常任委員会としての取組の成果を、2月定例会終了後に県議会のホームページで公表することとしております。

つきましては、これまで委員会で各委員から提起された要望、提案等の中から、執行部において取組の進んだ項目について、私と副委員長で取組の成果案を取りまとめた上で、2月定例会の委員会で委員の皆様へお示し、審議していただきたいと考えておりますが、よろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○末松直洋委員長 それでは、そのようにさせていただきます。

最後に、その他で委員の皆さんから何かありませんか。

○亀田英雄委員 前回の委員会で出た話なんですけれども、警官の数が九州の中で少ないという話が出たかと思えます。何ていいますか、負担率が高いという話ですよね。

比べてという話じゃなかつですけど、やはり警官の数が少ないという話は、これからの熊本の動きの中で、やっぱり大きな不安がありはしないかということもあります。そしてまた、私の身の回りでもいろんな事件が起きてですね、警官の、何ていいますか、警備のほうを増強してもらえんかという話も伺い

ましたので、警察官の増強ということについて、いかに考えられているかと、どのような動きをされているのかということも伺いたいですけれども、どのような考え方で進められているのかなということでも少し伺いたいと思うんですけれども。ぜひ増強をしていただきたいという話なんですけれども、その辺で本部長のお考えを伺いたいと思います。

○松見警務課長 警察官の数につきましては、一応政令のほうで3,040人ということで決まっております、負担率というのは、九州の中でも一番でございますし、全国的に見ても非常に高い負担率ということでございます。

一応、以前、これは平成の10何年かと思えますけれども、警察官の数というのが、大体負担率が1人当たりの警察官で500人程度ということが望ましいということで出ておまして、一応県警のほうでも、例年、春と秋の2回にわたって警察庁などの関係省庁に対して警察官の増員を要望しているというような状況であります。

○亀田英雄委員 先ほども言いましたけれども、身の回りでもやっぱりいろんな事件が起きるものですから、そのような要請があったということでお伝えしたいという私の気持ちがあったものですから、要望させていただきました。要望ということで、なるだけ増強に——政令は前回の委員会で聞いたんですけれども、その辺も含めて、そういう意見があるということで取り組んでいただけたのかなという要望です。

○末松直洋委員長 よろしいでしょうか。
ほかにありませんか。

○松田三郎委員 定期的に意見書も出しておりますので、だから、また委員長に御相談い

ただければと思います。

私からも、関連しまして、以前、教育委員会も、もちろん採用の人数があると、決まるとって、じゃあ受験者数はどうかというと、報道等あるいは毎年毎年御報告いただいているのかもしれませんが、受験者の数はだんだん減ってきていると、教育委員会ですね。

熊本県警の場合は、警務課長か総務課長か知りませんが、どうですか。ここ数年の受験者の、まあ定数はさっきの御説明どおりでしょうけれども、受験者が増えているのか減っているのか、大体毎年同じ、並みなのかというのが分かりますか。

○松見警務課長 採用の関係でございますけれども、受験者の数というのは例年変化しておりまして、要は採用の予定の人数にもちょっと関連するところがあるかと思えますけれども、例えば、本年、警察官、大卒程度なんですけれども、これの一応競争倍率としましては、全体で5.4倍ということで、去年は5.0倍だったんですけれども、今年は5.4倍ということで、受ける競争の倍率は去年よりは高くなったということですね。

それと警察官B、これは高卒程度でございますけれども、これにつきましても、全体で去年の3.5倍から今年は6.1倍ということで倍率を上げております。

そういう意味においては、高い倍率で選ばれた能力の高い人材を確保できたのかなというふうに、本年については思っております。

○松田三郎委員 そうですね、結構増えたといえますか、前年度よりも。

課長おっしゃるように、まあ落ちた方には申し訳ないけれども、やっぱり少ない人間から採用するのと、たくさんの中から採用するのは、やっぱりレベルなり何なりですね。

熊本県警察は、以前から、非常に優秀な人間です、試験も難しいという話を聞いて、そ

ここで選ばれた方が今日座っていらっしゃる方ばかりでございますので、さっき言いましたように、不合格の人をいっぱい出すという意味じゃ、やたらとどんどん競争率上げてくださいとまでは言いませんけれども、何かそれを維持していく努力というのは、引き続きしていただきたいと思います。

以上です。

○末松直洋委員長 要望でよろしいでしょうか。

○松田三郎委員 はい。

○末松直洋委員長 ほかにありませんか。
——なければ、以上で本日の議題は終了いたしました。

最後に、要望書等が1件提出されておりますので、参考としてお手元に写しを配付しております。

それでは、これをもちまして第4回教育警察常任委員会を閉会いたします。

午前11時39分閉会

熊本県議会委員会条例第29条の規定により
ここに署名する

教育警察常任委員会委員長